

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。
横浜植物防疫所

公布 No. 15
2002年3月

植物検疫措置に関する国際基準

国際貿易における木材こん包材の規制に関する ガイドライン

附属書Iを改訂(2006)



国際植物防疫条約事務局

目次

承認

序論

範囲

参照

定義

要件の概要

規制に関する要件

1. 規制の根拠

2. 規制される木材こん包材

3. 木材こん包材の措置

3.1 承認された措置

3.2 未承認の措置

3.3 他の措置

3.4 措置の見直し

運用上の要件

4. ダンネージ

5. 輸出前の手続

5.1 輸出前に適用される手続に関する適合検査

5.2 トランジットに関する取決め

6. 輸入時の手続

6.1 輸入地点での不適合に対する措置

6.2 廃棄

附属書

I. 木材こん包材に関して承認された措置

II. 承認された措置のマーク表示

III. 本基準に基づく承認を検討中の措置

承認

この基準は、2002年3月に植物検疫措置に関する暫定委員会により承認された。附属書Iの改訂は、2006年4月に植物検疫措置に関する委員会により承認された。

序論

範囲

この基準は、国際貿易で使用する針葉樹及び非針葉樹の生材製木材こん包材（ダンネージを含む）に付着する検疫有害動植物の侵入及び／又はまん延の危険度を低下させるための植物検疫措置を記述するものである。

参照

衛生植物検疫措置の適用に関する協定、1994年。世界貿易機関、ジュネーブ。
輸出証明システム、1997年。ISPM No.7、FAO、ローマ。
植物検疫用語集、2001年。ISPM No.5、FAO、ローマ。
植物検疫証明書に関するガイドライン、2001年。ISPM No.12、FAO、ローマ。
不適合及び緊急行動の通報に関するガイドライン、2001年。ISPM No.13、FAO、ローマ。
ISO 3166-1-ALPHA-2 CODE ELEMENTS
(http://www.din.de/gremien/nas/nabd/iso3166ma/codlstp1/en_listp1.html)
国際植物防疫条約、1997年。FAO、ローマ。
国際貿易に関する植物検疫の原則、1995年。ISPM No.1、FAO、ローマ。

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM No. 5 (植物検疫用語集)に掲載される。

要件の概要

非加工の生材で作られる木材こん包材は、有害動植物が侵入及びまん延する経路となる。木材こん包材の原産地を確定することは困難であることが多いため、有害動植物のまん延の危険度を有意に減少させるための世界的に承認された措置について記述する。国家植物防疫機関（NPPO）は、承認された措置を受けた木材こん包材であれば、追加の要求事項なしに受け入れることが奨励されている。そのような木材こん包材は、ダンネージを含むが、加工された木材こん包材は除外する。

世界的に認定されているマークの適用など、承認された措置が適用されていることを確認する手続は、輸出国及び輸入国の双方で実施されるべきである。本基準では、二国間協定で合意された他の措置も考慮されている。この基準の要件を満たさない木材こん包材は、承認された方法によって廃棄されるべきである。

規制に関する要件

1. 規制の根拠

木材こん包材は、往々にして有害動植物を除去又は殺傷するための十分な加工又は処理を受けていないであろう生材から作られており、それゆえ有害動植物の侵入及びまん延のための経路になる。さらに、木材こん包材は、（輸入された荷口とともに受け取ったこん包を、輸出する荷口用に再使用するというように）高い頻度で再利用、リサイクル又は再製造さ

れる。木材こん包材のいかなる部分も真の生産国を決定することが難しく、従ってその植物検疫上のステータスを確認することは不可能である。それ故、木材こん包材の場合には、生産国や植物検疫上のステータスが知られていないことが多く、措置の必要性及びその措置の強さを決定する危険度解析を実施するための通常のプロセスが、しばしば実行不可能となる。この理由から、本基準では、こん包材に付着するほとんどの検疫有害動植物の危険度を実質的に取り除くため、また他の多くの有害動植物に由来する危険度を有意に低下させるために、すべての国が承認し、すべての国が木材こん包材に適用しうる世界的に承認された措置について記述する。

各国は、この基準に記載する承認された措置を輸入木材こん包材に対して適用することを要求することに関し、技術的正当性を有するべきである。また、この基準に記載する承認された措置を超えた植物検疫措置を要求する場合にも、技術的正当性を必要とする。

2. 規制される木材こん包材

本ガイドラインは主に生木に対して脅威を及ぼす植物有害動植物の経路になりうる針葉樹及び非針葉樹生材の木材こん包材に関するものである。また本ガイドラインは、通常は植物検疫検査の対象にならない荷口を含むほとんどの輸入荷口中に存在し得るパレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー及びスキッドなどの木材こん包材を対象としている。

接着剤、加熱加圧、又はそれらを組み合わせて作られる合板、パーティクルボード、オリエンテッド・ストランドボード（OSB）、ベニヤ板など、木材製品だけでつくられた木材こん包は、すでに十分に加工されていて生材に関する危険度は排除されていると考えるべきである。その使用中に生材の有害動植物によって汚染されるとは考えられない。それゆえ、これらの有害動植物に関して規制するべきではない。

ベニヤのむき芯¹、おがくず、木毛、削りくずなどの木材こん包材、及び薄い小片状²に裁断された生材は、検疫有害動植物の侵入経路にならないかもしれず、技術的に正当な根拠がない場合には規制するべきではない。

3. 木材こん包材の措置

3.1 承認された措置

大部分の有害動植物に対して有意に効果があるあらゆる処理、加工又はこれらの組合せは、輸送に使用される木材こん包材に関する有害動植物の危険度を低下させるのに有効であるとみなすべきである。木材こん包材のための措置の選択は、以下の検討に基づいて行う：

- 対象となりうる有害動植物の範囲
- 措置の効力
- 技術的及び / 又は商業的な実行可能性。

特定の原材料に由来する限定された種類の木材こん包材に付着する特定の検疫有

1 veneer peeler cores は、高温を用いるベニヤ生産の副産物であり、ピーリング加工後に残った丸太の中心部から成るものである。

2 薄い木材とは、世界税関機構が作成した商品の名称及び分類についての統一システム（Customs Harmonized Commodity Description and Coding System, the Harmonized System or HS）によると、厚さ 6mm 以下とされている。

害動植物に対して厳しい措置が必要であることが、輸入検査での発見及び/又は PRA を通じて決定される場合を除き、承認された措置は、さらに要求事項を追加することなく、木材こん包材の入国を認可するための根拠として、すべての NPPO によって承認されるべきである。

承認された措置は、附属書 I に特定される。

これらの承認された処理を受けた木材こん包材には、附属書 II に示される特定のマークを表示するべきである。

マークを使用するのは、木材こん包材処理の遵守の確認にともなう作業上の困難さに対処するためである。広く認知された非言語式の特定マークを用いることは、輸出地点、輸入地点などでの検査における確認を容易にする。

承認された措置に関する文書作成に役立つ参考資料が、IPPC 事務局から入手できる。

3.2 未承認の措置

木材こん包材に対する他の処理や加工も、植物検疫上の適切な保護水準を達成できると証明しうる場合には、承認を受けられる（附属書 III）。附属書 I に特定されている現行措置に対しては、現在も検討が続けられており、新しい調査研究によって、例えば他の温度と時間の組み合わせが示されるかもしれない。また新規の措置は、木材こん包材の性質を変化させることによって危険度を低下させるかもしれない。NPPO は、措置が追加又は変更されうることを承知し、また措置が承認された際の変更に対処することができるよう、木材こん包材に関して十分に柔軟性のある輸入要求事項を設定するべきである。

3.3 他の措置

NPPO は、特に附属書 I に列挙された措置が輸出国において適用又は実証できないなどの場合には、貿易相手国との取決めにより、附属書 I に列挙されるもの以外のいかなる措置も承認することができる。そのような措置は、技術的に正当化され、また透明性、非差別及び同等性の原則を遵守したものであるべきである。

輸入国の NPPO は、有害動植物の危険度が適切に管理されているか又は存在しない（例えば、植物検疫上の状況が類似である地域や有害動植物無発生地地域）ことを証明する証拠がある国家（又は特定の出荷地）からの輸出品に付属する木材こん包材については、他の取決めを検討するべきである。

輸入国の NPPO は、特定の木材こん包材移送（例えば、温帯の国々への輸出品に付属する熱帯性硬材）について、植物検疫上の危険性はないと見なし、措置適用を免除してもよい。

各国とも、技術的に正当な根拠がある場合には、承認された措置を受けた輸入木材こん包材が、はく皮された木材で作られたものであること、また附属書 II に示したマークが付されていることを要求することができる。

3.4 措置の見直し

附属書 I に示す承認された措置、及び附属書 III に列記された検討中の措置に対しては、NPPO から事務局へ提供された新規情報に基づく見直しを行うべきである。この基準は、ICPM により適宜、改訂されるべきである。

運用上の要件

有害動植物のまん延防止の目的を満たすため、輸出国及び輸入国の双方は、この基準の要件が満たされていることを検証するべきである。

4. ダンネージ

理想的には、ダンネージも、承認された措置を受けていることを示すように、本基準の附属書 II に従ってマークを付けるべきである。マーク付けをしない場合、ダンネージには特別の考慮が必要であり、最低限、有害動植物の付着がなく、また生きている有害動植物の兆候がない樹皮なし木材からつくられたものであるべきである。さもなければ、輸入を拒否するか、公認された方法で直ちに廃棄するべきである（第 6 節参照）。

5. 輸出前の手続

5.1 輸出前に適用される手続に関する適合検査

輸出国の NPPO は、輸出のための制度がこの基準で述べられた要件を満たしていることを保証する責任をもつ。これには、本基準の要件に沿っていることを証明する、認証及びマーキング制度を監視すること、並びに検査手続を確立すること（ISPM No.7：輸出証明システムも参照）、措置を適用する営利会社の登録又は認定、及び監査などが含まれる。

5.2 トランジットに関する取決め

国内を通過中の荷口が、承認された措置の要件を満たさない木材こん包材を露出している場合、通過国の NPPO は、木材こん包材が許容不能な危険性をもたらさないよう、輸入国の措置に加えて、追加措置を要求することができる。

6. 輸入時の手続

木材こん包材を規制するために、NPPO は、木材こん包材に関する、他の面の責任を果たすための政策と手続を有することが必要になる。

木材こん包材は、本来は植物検疫検査の対象にならないものを含む、ほとんどすべての出荷物と関係しているため、本来は植物検疫上の輸出条件や輸入要件への適合に関知しない機関や組織等との協力が重要である。例えば、税関との協力は、木材こん包材の潜在的な不適合の発見を効果的に行えるよう、見直すべきである。また、木材こん包材製造者との協力も構築する必要がある。

6.1 輸入地点での不適合に対する措置

木材こん包材に必要なマークが付いていない場合、他に二国間協定が実施されていないときは、対策を講じることができる。この対策は、処理、廃棄若しくは搬入拒否などの形で行うことができる。輸出国の NPPO に通報してもよい（ISPM No.13：不適合事例及び緊急行動の通報に関するガイドライン参照）。木材こん包材に必要なマークが付いているのに、生きている有害動植物の証拠が発見された場合にも、対策を講じることができる。これらの対策は、処理、廃棄若しくは搬入拒否などの形で行うことができる。生きた有害動植物が発見された場合には輸出国の NPPO に通報するべきである。これ以外の場合でも、通報を行うことができる（ISPM No. 13：不適合事例及び緊急行動の通報に関するガイドライン参照）。

6.2 廃棄

処理の実行が不可能又は望ましくない場合、輸入国の NPPO は、木材こん包材の

廃棄を、危険度管理措置の一つとして、木材こん包材の到着時に実施してもよい。廃棄が必要な場合、以下の手段によって、木材こん包材を廃棄することが推奨される。緊急対策を要する木材こん包材については、脅威となる有害動植物の発見時から処理又は処分の実施時までの間に有害動植物が逃避することを防ぐために、処理又は廃棄に先だって適切な保護を行うべきである。

焼却

完全な燃焼

埋没

関係当局によって承認された場所で土中深く埋没すること（注意：白アリが寄生した木材については適切な処分方法ではない）。埋没の深さは、気候条件や有害動植物によるが、最低 1メートル以上であることが推奨される。当該材料は、埋めた直後に土で覆い、埋めたままにするべきである。

加工

対象有害動植物の除去のために輸入国の NPPO が承認した方法で実施するチップ化およびそれに追加して行う加工（例えば、オリエンテッド・ストランドボードの製造）。

他の方法

対象有害動植物に対して効果的であることが NPPO によって承認された手続。

上記の方法は、可能な限り迅速に行うべきである。

附属書 I (2006 年修正)

木材こん包材に関して承認された措置

熱処理 (HT)

木材こん包材を、特定の時間 - 温度計画表に従って、木材の中心温度 56 以上で 30 分以上加熱するべきである³。

熱処理の仕様を満たせば、キルンドライ (KD)、薬剤加圧注入 (CPI) などの処理も、HT 処理とみなすことができる。例えば、CPI は、蒸気、熱湯又は乾熱の利用によって熱処理仕様を満たしうる。

熱処理は、HT のマークで表示される。(附属書 参照)

木材こん包材に対する臭化メチルくん蒸処理(2006 年に改訂⁴)

木材こん包材は、臭化メチルでくん蒸するべきである。この処理は、MB のマークで表示する。木材こん包材に対する臭化メチルくん蒸処理の最低基準を以下に示す。

温 度	投 薬 量 (g/m ³)	最 小 濃 度 (g/m ³):			
		2時間後	4時間後	12時間後	24時間後
21 以上	48	36	31	28	24
16 以上	56	42	36	32	28
10 以上	64	48	42	36	32

最低温度は 10 度未満になるべきではなく、最低くん蒸時間は 24 時間であるべきである。濃度の測定は、最低でも 2、4、24 時間後に実施されるべきである。

HT 及び MB の対象となる最重要有害動植物一覧表

木材こん包材に付着する以下の各グループ内の有害動植物は、上記の仕様に従って HT 及び MB 処理により事実上除去される。

有害動植物群	
昆虫	
Anobiidae	シバンムシ科
Bostrichidae	ナガシクイムシ科
Buprestidae	タマムシ科
Cerambycidae	カミキリムシ科
Curculionidae	ゾウムシ科
Isoptera	シロアリ目
Lyctidae (HTに関し、例外種がある)	ヒラタキクイムシ科

3 木材の中心温度が最低 56 で、最低 30 分間というのは、この組み合わせが致死的であり商業的にも実行可能な処理であると立証された広範囲の有害動植物を考慮して選ばれた条件である。一部の有害動植物はこれ以上の耐熱性を有することが認められているが、この範疇の検疫有害動植物は、ケースバイケースで NPPO が管理する。

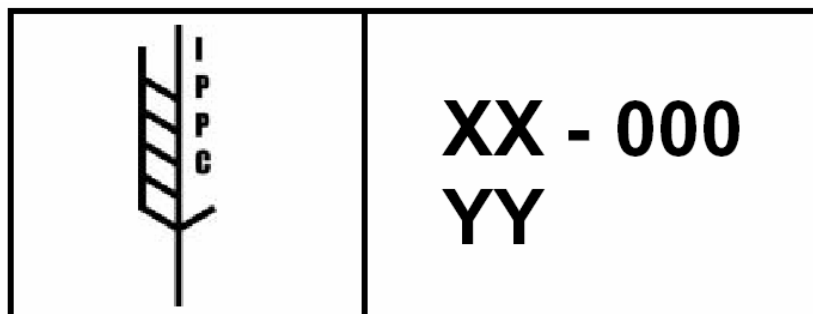
4 木材こん包材の改訂処理表が採択された場合、以前の処理表で処理された材について、再処理、再マーク付け、再証明する必要はない。

Oedemeridae	カミキリモドキ科
Scolytidae	キクイムシ科
Siricidae	キバチ科
線虫	
<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>	マツノザイセンチュウ

附属書 II

承認された措置のマーク表示

以下に示したマークは、マークを付する木材こん包材が承認された措置を受けたことを証明するものである。



本マークは、最低限、以下のものを含むべきである。

- シンボル
- 2文字の ISO 国名省略文字。適切な木材の使用と適切なマーク表示を保証する責任を負う木材こん包材の生産者に対して、NPPO が指定する固有の数字がそれに続く。
- 附属書 I に従った IPPC の略号で、使用された承認された措置を表すもの（例えば、HT、MB）。

NPPO、生産者又は供給者は、自らの裁量により、特定のロットを識別するために使用する管理用番号などの情報を追加することができる。剥皮が必要な場合には、「DB」の文字を、承認された措置の略号に追加するべきである。他の情報も、それが混同、誤解を生じさせるもの又は欺くものでなければ、含めることができる。

マーク表示は、以下のとおりにするべきである。

- ここに示した様式に従う
- 読みやすい
- 耐久的であり、転写不可能である
- 目に見える位置に配置し、できれば証明対象物品の少なくとも両側に付ける。

赤又はオレンジ色は、危険な商品の表示に使われるので、使用を避けるべきである。

リサイクル、再製造又は修理された木材こん包材は、再証明を受け、マークを付け直すべきである。そのような材料については、すべての構成部分が処理されているべきである。

荷主に対しては、ダンネージについても、適切にマーク表示された木材を使うよう推奨するべきである。

附属書 III

本基準に基づく承認を検討中の措置

現在検討中で、適切なデータが入手できれば承認されると思われる処理⁵は以下を含むが、これには限定されない。

くん蒸

ホスフィン

フッ化スルフリル

硫化カルボニル

薬剤加圧注入法 CPI

高圧 / 真空法 (High-pressure/vacuum process)

二重真空法 (Double vacuum process)

高温・低温の平圧注入法 (Hot and cold open tank process)

樹液置換法 (Sap displacement method)

放射線処理

ガンマ線

X線

マイクロ波

赤外線

電子照射処理

空気制御法 (CA ; Controlled atmosphere)

5 ホスフィンくん蒸及びいくつかの CPI 処理のようなある種の処理は、一般的に大変効果的であると考えられるが、現在、これらを承認された措置として認める効力に関する実験的なデータが不足している。この現在のデータの不足は、特に処理の適用時に存在している生材の有害動植物の除去に関係している。